

政治資金適正化委員会の取組等に係るレビューについて（案）

【レビューの視点】

政治資金監査制度及びこれまでの政治資金適正化委員会の取組について、その効果と現状を把握するため、「政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめ」（以下「取りまとめ」という。）を踏まえながら、対象者ごとにアンケート調査等を実施する。

総務省

《調査結果とりまとめ時期》平成23年12月

《主な調査項目等》

- ・収支報告書と併せて提出する書類及び収支報告書の「支出」に関する箇所について不備等を指摘する事項はあったか。また平成21年分と比較して増減はあったか。
- ・収支報告書提出後に、収支報告書の支出の内容を訂正した政治団体はあったか。
- ・記載例（2）又は記載例（3）で提出された政治資金監査報告書は、平成21年分と比較して減ったか。
- ・少額領収書等の写しの開示制度について公序良俗違反と認められ、不開示決定されたものはあったか。
- ・政治資金監査マニュアルにおけるヒアリング事項について、追加すべき事項はあるか。
- ・その他政治資金監査において問題と考えられる事項はあるか。

都道府県選挙管理委員会

《調査結果とりまとめ時期》平成24年1月

《主な調査項目等》・・・資料B—2参照

- ・収支報告書と併せて提出する書類及び収支報告書の「支出」に関する箇所について不備等を指摘する事項はあったか。また平成21年分と比較して増減はあったか。
- ・収支報告書提出後に、収支報告書の支出の内容を訂正した政治団体はあったか。
- ・記載例（2）又は記載例（3）で提出された政治資金監査報告書は、平成21年分と比較して減ったか。
- ・少額領収書等の写しの開示制度について公序良俗違反と認められ、不開示決定されたものはあったか。
- ・その他政治資金監査において問題と考えられる事項はあるか。

政党事務局

《調査結果とりまとめ時期》平成24年3月

《主な調査項目等》

- ・「取りまとめ」における重要事項の論点に関して、実務上問題となる点はないか。
- ・これまでの政治資金適正化委員会の見解を踏まえた上で、政治資金監査を受けるに当たって、実務上問題となる点はないか。

※ 政治団体について調査を行うかは今後検討。

登録政治資金監査人

《調査結果とりまとめ時期》平成24年6月

《主な調査項目等》

(「取りまとめ」を踏まえた実態調査等)

- ・必要記載事項に不備のある領収書等に係る支出について、当該支出の内容を示す請求書等の書類が示された場合は、これらの書面の記載事項を併せて支出の状況の確認に活用できることとしたことは、実務上の問題はないか。(←取りまとめ(1))
- ・政治資金適正化委員会が、政治資金監査を受けた収支報告書を訂正する際は、登録政治資金監査人の確認を受けることが適当であるという見解を出したことを認識しているか。(←取りまとめ(6))
- ・収支報告書に記載すべき支出の分類基準について、政治資金監査上問題と感じた点はあるか。(←取りまとめ(7))

(委員会の取組に関する実施状況等)

- ・政治資金監査をする際にチェックリストを利用したか。
- ・政治資金監査報告書を作成する際にチェックリストを利用したか。
- ・政治資金監査の実施にあたり、フォローアップ研修受講の効果はあったか。

(政治資金監査の実態調査等)

- ・公職選挙法に抵触する支出が含まれていないことの確認等、書面監査に加えて支出の状況の詳細を確認する必要があるものについてヒアリングを行ったか。
- ・ヒアリングの際に、関係法令上の問題点等、その他の事項についてヒアリングを行ったか。行った場合、具体的にどのような問題点があったか。
- ・政治資金監査を受けて提出された収支報告書に、後日訂正があった場合、その旨の連絡を受けているか。

(政治資金監査制度に対する意見)

- ・現在の業務制限の範囲について、適当と考えるか。
- ・政治資金監査の制度上、特に問題と考える点はあるか。

(その他基礎的な調査)

- ・政治資金監査を行った政治団体数はいくらか。
- ・実際の政治資金監査にどれくらいの日時を要したか。
- ・政治資金監査を行った政治団体とどのような関係にあるか。